十日十時
于行一時
十日十時
一日一時

既ニ九日十時ニ十時ヲ以テ何等ノ返答ナシ依ツテ九日
十時、赤松、加藤両氏ニ長ト聞合ス、渋々
ル結果、局長ヨリ仮牛ヲ盡力シテオルカ、用田ノ
事情已ハ得ヲ本事情ヲ、モ少シ待タレタシ
ト答ルヲ以テ已ハナカ引キ返キ、十月廿、会長
代理トシテ局長ヲ訪問シタルモ至極ニ欲ヲ得ス
此期ヲ見テ其ノ中ニ復任アルベシト曖昧ナル返
答ヲナセリ依テ已ハナカ十月十日午後七時ヲ
兼在務キハ、東京倶楽部ニ於テ午後七時ヲ
此時迄、支部総会ヲ開催シ（筆案ニ五日）
左ノ両ヲ本案ヲ可決シ、密リ委員ノ名ヲ挙ケ
ヲ、当局ニ通ルコトニナツタ

法中

一、神田勤便局元班長中里道五郎新井平三郎
両氏ヲ復任セラレタシ
二、神田勤便局古藤玉平西村義造氏ニ自決ヲ
従ス
三、勤勉平富前当ヲ今年ニセラレタシ
四、共同通信購買組合ノ既定所ヲ商構内ニ設
置スルコトヲ許可セラレタシ
五、臨時雇傭人ヲ三ヶ月以内ニ拝命セラレタシ
六、本件ニ関シ過去ニ懐姓者ヲ出サザルト共ニ
参加シタル故ヲ以ツテ、業務上ノ諸手当ニ何等ノ
差別待遇ナサルコトヲ望ム